

# 沖縄県立特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要項

## 1 方針

沖縄県立特別支援学校の幼稚部における入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じ次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先学校長」という。）が所定の出願書類、発達検査（標準化されたもの）、行動観察及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

## 2 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号） 第22条の3の規定に該当する者で、募集年度の3月31日で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達するもの

## 3 募集定員

募集定員は別に定める。

## 4 出願期間

出願期間は、県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

## 5 出願手続

志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日沖縄県教育委員会規則第3号。以下「通学区域の規則」という。）により定められた1校に出願することができる。

志願者は、(1)～(5)を志願先学校長に提出しなければならない。

- (1) 入学志願書（第1号様式）
- (2) 健康診断書（第2号様式）
- (3) 専門医の診断書（第3号様式）
- (4) 住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。）
- (5) 志願先学校長が指定する調査書

## 6 選抜の方法

- (1) 志願先学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- (2) 選抜委員会は、所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。
- (3) 行動観察及び面接は、志願者全員について志願先学校長の定めるところにより実施する。

## 7 発達検査等の期日及び検査場

- (1) 期日  
発達検査等の期日は、教育長が別に定める。
- (2) 検査場  
発達検査等の検査場は、志願先学校とする。

## 8 合格発表

合格発表の期日、方法等については、教育長が別に定める。

## 9 入学手続

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第18条の規定に基づき、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

## 10 その他

志願先学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の10月31日までに県教育委員会、関係機関等に送付するものとする。